

資料 1－1

令和5年2月14日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について(報告)

1. 制度等の概要

- 改正食品衛生法第8条の規定に基づき、特別の注意を要する成分等※を含む食品(以下「指定成分等含有食品」という。)を取り扱う食品等事業者に対して、健康被害情報を入手した場合の届出を義務化、令和2年6月1日より施行した。
※コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシュの4品目
- 健康被害の発生・拡大防止の観点から、食品衛生上の措置等を検討するため、令和2年12月7日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において新開発食品評価調査会の下に「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」(以下「WG」という。)を設置した。
- 今般、WGにおいて、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報の報告等を行う。

2. 主な報告内容

以下の2点について報告を行う。

(1) 指定成分等含有食品との関連が疑われる健康被害情報について(資料1－2)

令和4年9月1日から12月31日までの期間に34件報告された。

(2) いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報について

令和4年9月1日から12月31日までの期間に受領した報告はない。

(以上)